

百合ヶ丘ハイツ自治会規約細則

百合ヶ丘ハイツ自治会細則

第1章 役員

第1条 (ブロック及び役員)

規約第13条のブロック及び役員は、次のとおりとする。

1 ブロック

百合ヶ丘ハイツ1号棟から17号棟	・・・	38ブロック
戸建	・・・・・・・・・・・・・・・・	2ブロック
中央公園ハイツ	・・・・・・・・・・・・・・・・	2ブロック
ダイアパレス	・・・・・・・・・・・・・・・・	2ブロック
エステスクエアⅠ	・・・・・・・・・・・・・・・・	1ブロック
エステスクエアⅡ	・・・・・・・・・・・・・・・・	1ブロック
下永谷北パークホームズ	・・・・・・・・・・・・・・・・	1ブロック
計	・・・・・・・・・・・・・・・・	47ブロック

2 評議員

1ブロック1名の当番世話役を選出し評議員とする。

第2条 (役員の職務分担)

1 会長

1. 会務を統括すること。
2. 下永谷連合町内会に関する事。
3. 下永谷地区社会福祉協議会に関する事。
4. 防犯、防災対策に関する事。
5. 震災対策本部の運営及び防災訓練に関する事。
6. 学校行事に関する事。
7. 地域防犯連絡所に関する事。
8. 公共団体発行文書を部長及び評議員に配布すること。
9. 補助金の申請及び実績報告に関する事。
10. 規約の改正に関する事。
11. 自治会費の徴収・日赤募金に関する事。
12. 会計監査及び業務監査に関する事。
13. 横浜市委嘱職員の推薦に関する事。
14. 会員の台所換気扇洗浄に関する事。
15. 会員の消火器に関する事。
16. 三者意見交換会に関する事。
17. 自治会の財産に関する事。
18. 部長会・評議員会に関する事。

19. 総会に関する事。
20. 夕涼み会に関する事。
21. おはよう清掃に関する事。
22. 神明社の行事に関する事。
23. その他各部等に属さない事。

2 副会長 (A)

1. 会長を補佐すること。
2. 他団体の会議に出席及び折衝に関する事。
3. 下永谷連合町内会に関する事。
4. 下永谷地区社会福祉協議会に関する事。
5. 防犯、防災対策に関する事。
6. 震災対策本部運営及び防災訓練に関する事。
7. 学校行事に関する事。
8. 規約改正に関する事。
9. 自治会費の徴収・日赤募金に関する事。
10. 会計監査及び業務監査に関する事。
11. 三者意見交換会に関する事。
12. 自治会所有財産の管理に関する事。
13. 部長会・評議員会に関する事。
14. 総会に関する事。
15. 夕涼み会に関する事。
16. おはよう清掃に関する事。
17. 神明社の行事に関する事。
18. その他特命事項に関する事

3. 副会長 (B)

1. 会長を補佐すること。
2. 他団体の会議に出席及び折衝に関する事。
3. 下永谷連合町内会に関する事。
4. 下永谷地区社会福祉協議会に関する事。
5. 防犯、防災対策に関する事。
6. 震災対策本部運営及び防災訓練に関する事。
7. 学校行事に関する事。
8. 規約改正に関する事。
9. 自治会費の徴収・日赤募金に関する事。
10. 会計監査及び業務監査に関する事。
11. 三者意見交換会に関する事。
12. 自治会所有財産の管理に関する事。
13. 部長会・評議員会に関する事。
14. 総会に関する事。

15. 夕涼み会に関する事。
16. おはよう清掃に関する事。
17. 神明社の行事に関する事。
18. その他特命事項に関する事。

4. 会 計

1. 一般会計出納、金融機関通帳の保管に関する事。
2. 自治会費徴収・整理業務に関する事。
3. 会計監査に関する事。
4. 部長会・評議員会に関する事。
5. 総会に関する事。
6. 夕涼み会に関する事。
7. おはよう清掃に関する事。
8. 神明社行事に関する事。
9. 震災対策本部運営及び防災訓練に関する事。
10. その他、出納事務全般に関する事。

5. 監 事

1. 会計及び資産状況並びに業務執行状況を監査すること。
2. 部長会・評議員会に関する事。
3. 総会に関する事。
4. 夕涼み会に関する事。
5. おはよう清掃に関する事。
6. 神明社行事に関する事。
7. 震災対策本部運営及び防災訓練に関する事。
8. その他、監査全般に関する事。

第3条 (各部の職務・事業分担)

1. 総務企画部

1. 行政広報誌配布、その他の回覧及び配布に関する事。
2. 日赤募金事務に関する事。
3. 総会及び部長会の議事録に関する事。
4. 会員の台所換気扇洗浄に関する事。
5. 部長会・評議員会に関する事。
6. 総会に関する事。
7. 夕涼み会に関する事。
8. おはよう清掃に関する事。
9. 神明社の行事に関する事。
10. 震災対策本部運営及び防災訓練に関する事。
11. その他、他の部に属さない事項。

2. 環境衛生部

1. 公園清掃に関する事。
2. 港南土木事務所への報告に関する事。
3. 横浜市資源回収に関する事。
4. 環境事業推進員に関する事。
5. 部長会・評議員会に関する事。
6. 総会に関する事。
7. 夕涼み会に関する事。
8. おはよう清掃に関する事。
9. 神明社の行事に関する事。
10. 震災対策本部運営及び防災訓練に関する事。
11. その他、環境衛生全般に関する事。

3. 防犯防災部

1. 防犯対策に関する事。
2. 防犯パトロールに関する事。
3. 防災対策に関する事。
4. 地域防災拠点の運営及び震災対策本部運営並びに防災訓練に関する事。
5. 部長会、評議員に関する事。
6. 会員の消火器に関する事。
7. 総会に関する事。
8. 夕涼み会に関する事。
9. おはよう清掃に関する事。
10. 神明社行事に関する事。
11. その他、防犯防災全般に関する事。

4. 文化体育部

1. ゆりがおか文庫に関する事。
2. 下永谷連合主催、スポーツ行事参加に関する事。
3. スポーツ推進委員に関する事。
4. 部長会・評議員会に関する事。
5. 総会に関する事。
6. 夕涼み会に関する事。
7. おはよう清掃に関する事。
8. 神明社行事に関する事。
9. 震災対策本部運営及び防災訓練に関する事。
10. その他、文化体育全般に関する事。

5. 高齢者福祉部

1. 老人会に関する事。

2. 福祉ボランティアに関する事。
3. 保健活動推進委員に関する事。
4. 「敬老の日」の記念品に関する事。
5. 芸能大会に関する事。
6. シルバーペタング大会に関する事。
7. 部長会・評議員会に関する事。
8. 総会に関する事。
9. 夕涼み会に関する事。
10. おはよう清掃に関する事。
11. 神明社行事に関する事。
12. 震災対策本部運営及び防災訓練に関する事。
13. その他、厚生福祉全般に関する事。

6. 女性部

1. 下永谷連合女性部に関する事。
2. 港南区連合女性部に関する事。
3. 下永谷地区社会福祉協議会に関する事。
4. 部長会・評議員会に関する事。
5. 総会に関する事。
6. 夕涼み会に関する事。
7. おはよう清掃に関する事。
8. 神明社行事に関する事。
9. 震災対策本部運営及び防災訓練に関する事。
10. その他、女性部全般に関する事。

7. 青少年子ども部

1. 下永谷連合町内会子ども会に関する事。
2. 新1年生歓迎に関する事。
3. 6年生を送る会及び中学入学の記念品に関する事。
4. 中学3年生の卒業記念品の贈呈に関する事。
5. クリスマス会に関する事。
6. 夏季ラジオ体操に関する事。
7. 「成人の日」の記念品に関する事。
8. 青少年指導員に関する事。
9. 部長会・評議員会に関する事。
10. 総会に関する事。
11. 夕涼み会に関する事。
12. おはよう清掃に関する事。
13. 神明社行事に関する事。
14. 震災対策本部運営及び防災訓練に関する事。
15. その他、青少年子ども全般に関する事。

8. 会館運営部

1. 自治会館及び敷地並びに倉庫の維持管理に関すること。
2. 自治会館の予約受付に関すること。
3. 自治会館の使用料金の受領に関すること。
4. 自治会館の鍵の保管及び貸し出し、受領に関すること。
5. 部長会・評議員会に関すること。
6. 総会に関すること。
7. 夕涼み会に関すること。
8. おはよう清掃に関すること。
9. 神明社行事に関すること。
10. 震災対策本部運営及び防災訓練に関すること。
11. その他自治会館全般に関すること。

第2章 会 計

第4条（経費）

規約第25条の会費は、1世帯あたり月額300円とする。

第5条（慶弔）

1. 成人祝

本会会員の世帯主または、同居の家族の中で、満20歳に達した人には、成人祝い品を贈呈する。

2. 敬老祝

本会会員の世帯主または、同居の家族の中で、満65歳に達した人には、敬老祝い品を贈呈する。

3. 弔慰金

本会会員の世帯主または、同居の家族の死亡に際しては、次により弔慰金を送る。

- (1) 世帯主 5,000円
- (2) 同居の家族 3,000円

第3章 自治会館

第6条（自治会館の利用団体）

- (1) 本会会員の自治会活動。
- (2) 本会会員の関係団体。
- (3) 地区連合町内会
- (4) 地区社会福祉協議会。
- (5) 地域の小中学校PTA会議。
- (6) その他、緊急・災害等会長が必要と認める場合。

第7条 (利用出来ない場合)

- (1) 営利を目的とした、物品等の販売。
- (2) 政治活動等思想または、宗教活動を目的とするもの。
- (3) その他、会長が認めた場合。

第8条 (利用時間及び利用料金)

利用時間及び利用料金は、次のとおりとする。

1. 午前 (9 : 00 ~ 12 : 30) 500円
2. 午後 (13 : 00 ~ 17 : 00) 500円
3. 夜間 (17 : 30 ~ 21 : 00) 700円

第9条 (利用料金の支払い)

自治会館を利用する者は、第8条に定める利用料金を支払わなければならない。

- 1 一般自治会員の私的 (家族を含む) 団体の使用。
- 2 本会会員を含む会員以外の団体の使用。

第10条 (利用料金の免除)

第6条に該当する団体が利用する場合は、利用料金は免除する。

- 1 その他、会長が認める場合。

第11条 (利用の申し込み)

自治会館を利用する者は、別に定める予約受付簿 (別表1) に氏名、連絡先を記入し、事前に予約しなければならない。

第12条 (鍵の受領及び利用料金の支払い)

利用予約をした者は、会館使用申込書及び領収書 (別表2) に必要事項を記入し、利用前日または、当日に鍵の保管者に使用料金を支払い、鍵と領収書を受け取ること。

第13条 (鍵の返却)

利用者は、使用後速やかに鍵を、鍵の保管者 (別表3) (鍵貸し出し者) に返却すること。

第14条 (安全確認)

利用者は、火気の使用には十分注意し、退室の際には火気の始末、水道の栓及び空調機の電源 (エアコン) 等の確認をして退室すること。

第15条 (使用後の清掃)

利用者は、利用後の室内の整理、清掃、戸締りを確認し、ゴミは会館内に残さず、利用者が持ち帰ること。

第4章 雑則

第16条 (細則の改廃)

この細則の変更または廃止は、評議員会の議決を得なければならない。(会費は除く)

附則

この細則は、平成24年4月22日より施行する。

第1次改定 平成25年4月21日

百合ヶ丘 Heights 自治会館使用申込簿

○ 月		午前				午後				夜間			
		9時～12時30分				13時～17時				17時30分～21時			
		和室		洋室		和室		洋室		和室		洋室	
日	曜日	氏名	電話番号	氏名	電話番号	氏名	電話番号	氏名	電話番号	氏名	電話番号	氏名	電話番号
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													

別表一 2

<h2 style="margin: 0;">百合ヶ丘ハイツ自治会館使用申込書</h2> <p style="margin: 5px 0;">(使用者→役員・部長→会計担当)</p> <p style="margin: 0;">取り扱い役員・部長・部員名 _____ 印</p>				
利用日時	月 日	A	B	C
		9:00~12:30	13:00~17:00	17:30~21:00
利用室	和室・洋室			
利用料	A・B		C	
	500円		700円	
利用目的				
利用者名				
利用者住所				
利用者連絡先				

.....切り取り.....

<h2 style="margin: 0;">領 収 書</h2> <p style="margin: 5px 0;">(役員・部長・部員→利用者)</p> <p style="margin: 0;">百合ヶ丘ハイツ自治会役員・部長・部員名: _____ 印</p>				
利用日時	月 日	A	B	C
		9:00~12:30	13:00~17:00	17:30~21:00
利用室	和室・洋室			
利用料	A・B		C	
	500円		700円	
利用者名				
利用者連絡先				

注意事項

- ①火気の使用には十分注意し、退室時には火気の始末、水栓閉栓の確認をすること。
- ②退室にあたって使用者は、整理整頓・清掃・戸締り後速やかに鍵を返却すること。
- ③ゆりがおか文庫が閉館している時は、2階図書室は使用しないこと。

百合ヶ丘ハイツ自治会館「鍵」の保有者一覧表

役 職	氏 名	号棟室名	電 話 番 号
会館運営部部长			
会館運営部副部长			
会館運営部員			
会館運営部員			
自治会会長			
自治会副会長			
自治会副会長			

- ※ 1) 会館を利用される方は、使用日の前日又は当日に会館運営部部长までご連絡下さい。
- 2) 部長が不在の場合は、副部长に、副部长も不在の場合は、運営部員に、運営部員も不在の場合は、自治会長に、自治会長も不在の場合は自治会副会長にご連絡下さい。